

# 政治資金適正化委員会における取組及び 検討状況についての取りまとめ（第3期）

平成29年3月  
政治資金適正化委員会



## はじめに

平成19年、いわゆる事務所費問題等により政治資金に対する国民の政治不信が高まったことを受け、与野党間での精力的な協議の結果、国会議員関係政治団体に対し、収支報告書等について登録政治資金監査人による政治資金監査を受けることを義務づけること等を内容とする政治資金規正法の改正法案が第168回国会において議員立法により可決・成立し、平成20年4月に政治資金適正化委員会が総務省に設置された。

政治資金適正化委員会では、収支報告の適正の確保と透明性の向上に対する国民の期待に適確に応えるため、政治資金規正法に定められた所掌事務である、登録政治資金監査人の登録や研修、「政治資金監査に関する具体的な指針」（政治資金監査マニュアル）の策定等について、弁護士・公認会計士・税理士各士業の団体等の協力を得ながら、精力的に取り組んできた。

具体的には、収支報告書の記載方法に係る基本的方針について見解を示したほか、政治資金監査の実施状況や登録政治資金監査人の意見も踏まえながら、政治資金監査マニュアルの策定・改定や政治資金監査に関するQ&Aの作成、登録政治資金監査人の登録、政治資金監査を行うために義務づけられた登録時研修の実施、その後の政治資金監査実務の向上に資するフォローアップ研修の充実などをしてきたところである。

その結果、登録政治資金監査人も相当数が確保され、政治資金監査制度の円滑な運営と定着が図られたことにより、平成21年分の収支報告より開始された世界でも類を見ないと言われた政治資金監査は、現在まで概ね順調に実施されてきたところである。

この間、政治資金適正化委員会においては、平成23年3月に、第1期（平成20年4月から平成23年3月）における総括的な取りまとめを行い、続く第2期（平成23年4月から平成26年3月）においても、平成26年3月に総括的な取りまとめを行った。この第2期の取りまとめにおいては、政治資金適正化委員会の取組の報告のほか、政治資金の収支の報告及び公開における重要事項等、これまで検討を行ってきた事項について一定の方向性を含む検討状況の報告を行った。さらに、今後取り組むべき課題等として、政治資金監査の更なる質の確保及び向上を図るため、登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の取組に係る提示を行った。

第3期（平成26年4月から平成29年3月。委員会の開催状況については、【参考資料1】参照）では、登録政治資金監査人の登録や研修等を引き続き着実に実施するとともに、第2期の取りまとめにおいて課題とされた事項についても次のように取組を進めてきた。

- ① 制度的な対応が必要とされていた登録政治資金監査人の業務制限については、政治資金適正化委員会の要請を受けて政治資金規正法施行規則の改正が行われ、その改正を反映した政治資金監査マニュアルの改定を行ったところである。
- ② 研修の機能の充実・向上については、フォローアップ説明会を平成26年度以降はフォローアップ研修と位置付け、内容の充実を図ったところであり、研修への参加促進などの取組も行ってきた。
- ③ 登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の取組について、都道府県選挙管理委員会及び総務省に対して、政治資金監査報告書の記載状況等について報告を求め、当該報告に基づいて、関係する登録政治資金監査人に対して直接政治資金適正化委員会から個別に指導・助言を行うという仕組みを整え、2か年分の個別の指導・助言を行ったところである。

その他「領収書等」の必要記載事項等の検討すべき事項については、一定の方向性が整理されているところである。

政治資金適正化委員会は、上記のような取組を行ってきたところであり、第3期の終わりに当たって、これまでの取組を国民に明らかにするとともに、今後の政治資金適正化委員会における活動に資するよう、総括的な取りまとめを行うこととした。この取りまとめにおいては、登録政治資金監査人の安定的確保や政治資金監査の更なる質の確保及び向上など今後取り組むべき課題の検討の方向性を提示している。

今後、この取りまとめを踏まえて、政治資金監査の質の向上のための取組などを継続して実施することにより、政治資金の収支報告の適正の確保や透明性の向上を図るとともに、国民の政治資金監査制度に対する信頼につなげていくことが重要である。政治資金監査制度の更なる充実が図られ、政治活動の公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発達に寄与するという政治資金規正法の目的を実現するための取組が更に推進されるように望むものである。

平成29年3月

政治資金適正化委員会  
委員長 伊藤鉄男  
小見山 満  
日出雄平  
大竹邦実  
田中秀明

# 目 次

---

- 1 登録政治資金監査人の登録及び研修…………… 1
- 2 政治資金監査に関する具体的な指針等…………… 15
- 3 政治資金監査の質の向上について  
～登録政治資金監査人に対する研修及び個別の指導・助言～…………… 19













































































## 政治資金適正化委員会開催状況

政治資金適正化委員会は、平成26年4月からの第3期において、平成29年3月末までに18回の委員会を開催し、登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言、政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の改定、政治資金監査実務に関するフォローアップ研修の実施等について、引き続き検討を行ってきた。

主な審議事項等は、以下のとおりである。

### 【平成26年度】

回	月 日	主な審議事項等
1	4月14日	・平成26年度政治資金適正化委員会の主な審議事項（案）について
2	7月 1日	・政治資金監査の質の向上について ・政治資金監査実務に関するフォローアップ研修について
3	9月16日	・政治資金監査の質の向上について
4	11月 4日	・政治資金監査の質の向上について ・国会における答弁状況について
5	12月15日	・政治資金監査の質の向上について ・平成25年分政治資金収支報告の概要（総務大臣届出分）について ・政治資金監査に関する報道について
6	3月17日	・政治資金規正法施行規則の改正に係る対応について ・登録政治資金監査人の業務制限について ・平成26年度フォローアップ研修の実施状況及び参加者アンケート結果について ・平成27年度研修実施計画について ・平成25年分収支報告に係る政治資金監査報告書の記載内容等に関する調査結果（総務大臣分及び都道府県選挙管理委員会分）について

### 【平成27年度】

回	月 日	主な審議事項等
1	5月26日	・平成27年度政治資金適正化委員会の主な審議事項（案）について ・政治資金監査実務に関するフォローアップ研修について
2	7月28日	・払込金受領証の取扱いについて ・政治資金監査に関するQ&Aの改定・追加について ・収支報告書の作成支援ソフトの普及等について
3	10月 6日	・政治資金監査に関するQ&Aの追加について ・政治資金規正法施行規則の改正について



4	12月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>政治資金監査の質の向上について</li> <li>政治資金監査に関するQ&amp;Aの改定について</li> <li>平成28年度研修実施計画について</li> <li>平成26年分政治資金収支報告の概要（総務大臣届出分）について</li> </ul>
5	2月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>政治資金監査の質の向上について</li> <li>平成27年度フォローアップ研修の実施状況及び参加者アンケート結果について</li> <li>平成27年度研修実施計画の追加について</li> </ul>
6	3月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の改定について</li> <li>平成26年分収支報告に係る政治資金監査報告書の記載内容等に関する調査結果（総務大臣分及び都道府県選挙管理委員会分）について</li> <li>政治資金監査実務に関するフォローアップ研修について</li> </ul>

【平成28年度】

回	月 日	主な審議事項等
1	6月 6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年度政治資金適正化委員会の主な審議事項（案）について</li> <li>平成26年度及び平成27年度における政治資金適正化委員会の活動状況について</li> <li>政治資金監査に関するQ&amp;Aの追加について</li> </ul>
2	8月 9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>取りまとめ（第3期）に向けた今後の審議事項について</li> <li>登録政治資金監査人の登録及び研修について</li> <li>政治資金監査に関する具体的な指針等について</li> </ul>
3	10月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について</li> <li>平成28年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について</li> <li>取りまとめ（第3期）に向けた審議について～政治資金監査の質の向上について～</li> <li>平成27年分収支報告書に係る政治資金監査報告書（都道府県選管分）の記載内容等に関する調査について</li> <li>実務向上研修を受講していない登録政治資金監査人へのアンケート調査について</li> </ul>
4	12月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について</li> <li>平成28年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とし</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>た登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について</li> <li>・政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめについて</li> <li>・平成29年度研修実施計画について</li> <li>・平成27年分政治資金収支報告の概要（総務大臣届出分）について</li> </ul>
5	2月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について</li> <li>・政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめについて</li> <li>・平成27年分収支報告に係る政治資金監査報告書の記載内容等に関する調査結果（総務大臣分及び都道府県選挙管理委員会分）について</li> <li>・平成28年度フォローアップ研修の実施状況及び参加者アンケート結果等について</li> <li>・実務向上研修を受講していない登録政治資金監査人へのアンケート調査結果について</li> <li>・政治資金監査実務に関するフォローアップ研修について</li> </ul>
6	3月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめについて</li> <li>・政治資金監査実務に関するフォローアップ研修について</li> </ul>

## 政治資金監査マニュアルの改定状況

当委員会では、平成20年10月に「政治資金監査に関する具体的な指針」（政治資金監査マニュアル）を策定して以降、その後現在に至るまで、3回にわたり改定を行っている。

主な改定内容は、以下のとおりである。

改定時期	主な改定内容
平成22年 9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政治資金監査実施要領と一体化させ章立てを再構成するとともに、「政治資金監査に関するQ&amp;A」のうち必要な事項と政治資金監査上の取扱いに関する委員会見解の追加。</li> <li>・ 記載不備のある領収書等の確認に請求書等の関係書類を利用可能としたほか、支出を受けた者の住所について別添の書類に記載との記載があった場合に別添の書類の住所で確認可能に。</li> </ul>
平成25年 6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成24年4月の政治資金規正法施行規則の一部改正による、金融機関への振込みにより支出をした場合の添付書類の簡素化を踏まえた記載の追加。</li> <li>・ 収支報告書に支出が計上されていない場合の記載例の追加。</li> <li>・ 主たる事務所以外で政治資金監査を実施した場合の理由や実施場所に係る記載例の明確化。</li> </ul>
平成28年 3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成27年10月の政治資金規正法施行規則の一部改正による、業務制限の対象の追加を踏まえた記載の追加。</li> <li>・ 記載例の注の追加、その他記載の趣旨の明確化を図るための表現の整理。</li> </ul>

## 政治資金適正化委員会の見解一覧

時期	見解	内容
平成20年10月31日 平成20年度第8回委員会	「収支報告書等の記載方法等に関する見解」	交通事業者系電子マネー及びETCカードを使用した場合の簡易な記載方法
平成21年4月14日 平成21年度第1回委員会	「会計帳簿の記載事項に関する政治資金監査上の取扱いについて」	支出先住所について記載不備としない事例(住所の特定が困難な場合又は主たる事務所の所在地の特定が困難な場合)
	「収支報告書等の記載方法について(クレジットカードを利用した場合)」	クレジットカードを使用した場合の簡易な記載方法
平成21年6月4日 平成21年度第2回委員会	「支出項目の区分の分類について」	支出項目の区分の分類の基本的考え方及び標準的な分類例
平成21年9月8日 平成21年度第3回委員会	「領収書等の記載事項に関する政治資金監査上の取扱いについて」	領収書等の発行者情報を含む記載事項による会計帳簿の記載事項との整合性の確認
平成22年12月8日 平成22年度第5回委員会	「政治資金監査報告書の記載について」	政治資金監査報告書の記載に当たっての留意事項(収支報告書に支出が計上されていない場合における政治資金監査報告書記載例の追加等)
	「政治資金監査を受けた収支報告書の訂正について」	収支報告書提出後の訂正における登録政治資金監査人による訂正後の収支報告書の確認方法
	「政治資金監査報告書の訂正について」	政治資金監査報告書に記載誤り等があった場合の訂正方法

## 政治資金監査に関するQ & Aの主な追加・改定

当委員会では、平成21年3月に「政治資金監査に関するQ & A」を公表して以降、その後現在に至るまで、必要に応じて追加・改定等を行い、充実を図ってきている。

主な追加・改定は、以下のとおりである。

時期	区分	主な追加・改定
平成21年 3月	追加	・政治資金規正法上の業務制限の範囲（年の途中まで国会議員関係政治団体の会計責任者であった者）
	追加	・政治資金規正法上の業務制限の範囲（国会議員関係政治団体の会員等）
	追加	・政治団体の区分に異動があった場合の留意事項（解散時に国会議員関係政治団体であって収支が0円の場合）
	追加	・政治資金監査業務に従事する使用人等の資格
平成21年12月	追加	・政治団体の区分に異動があった場合の留意事項（年の途中で国会議員関係政治団体であった期間がある政治団体で、12月31日現在又は解散日現在で国会議員関係政治団体でなかった場合）
	追加	・政治団体の区分に異動があった場合の留意事項（確認の対象となる収支報告書又は会計帳簿等の関係書類の範囲）
	追加	・政治資金監査契約書への収入印紙の貼付
平成22年 2月	追加	・政治資金規正法上の業務制限の範囲（業務制限の対象となる期間）
	追加	・政治資金規正法上の業務制限の範囲（年の途中まで国会議員関係政治団体の会計責任者に事故があり又は会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者であった者）
	追加	・政治資金規正法上の業務制限の範囲（年の途中まで国会議員関係政治団体の役職員として、会計帳簿の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐していた者）

	追加	・政治資金監査報酬に係る源泉徴収
平成22年 3月	追加	・政治資金監査報酬受領時に政治団体へ交付する領収書等への収入印紙の貼付
	追加	・記載事項に不備のある領収書等の写しの提出
平成22年 6月	追加	・記載事項に不備のある領収書等の確認方法
平成23年10月	追加	・収支報告書に政治資金監査報酬が計上されていない場合の確認の要否
平成24年 2月	追加	・主たる事務所以外で政治資金監査を実施しない場合の理由
平成24年 3月	追加	・支出の目的が記載された払込金受領証の取扱い
	改定	・郵便局で支払をした場合の払込票兼受領証の取扱い
平成25年 6月	改定	・主たる事務所以外で政治資金監査を実施した場合の政治資金監査報告書の記載方法
平成27年 7月	改定	・支出の目的が記載されていない払込金受領証の取扱い
	改定	・高額領収書等に係るあて名の確認の周知
	追加	・登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の取組の趣旨
平成27年10月	追加	・登録政治資金監査人の守秘義務
平成28年 5月	追加	・平成28年熊本地震による災害により会計帳簿等の関係書類の全部又は一部を滅失又は紛失等した場合における収支報告書の提出等

政 適 委 第 4 0 0 号  
平成 2 6 年 1 2 月 1 5 日

登録政治資金監査人 各位

政治資金適正化委員会  
委員長 伊藤 鉄 男



政治資金監査の質の向上に係る取組について

政治資金監査制度の運用に当たりましては、平素からご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、当委員会では、本年3月にお示した「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ」に基づき、政治資金監査の質の向上を図るための取組について検討を行ってまいりましたが、今年度の委員会におけるこれまでの議論を踏まえ、登録政治資金監査人の皆様を対象とした個別の指導・助言を実施することといたしました。

具体的には、都道府県選挙管理委員会及び総務省に対して、政治資金監査報告書の記載状況等について当委員会への報告を求め、当該報告に基づき、関係する登録政治資金監査人の皆様に対して個別に指導・助言を行うこととしております。

個別の指導・助言は、平成26年分以降の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とするものであり、実施時期については、都道府県選挙管理委員会及び総務省による報告、当委員会における審議等を経ることから、平成26年分の収支報告書（定期分）の要旨の公表期限である平成27年11月末以降としております。

なお、この指導・助言は、政治資金監査の更なる質の向上を図るための注意喚起としてお示しするものであります。政治資金監査は法令に基づき適確に行う必要があり、この機会に改めて、政治資金監査に関する研修テキスト（平成25年6月改定版）に掲載しております政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストを見直し、引き続き適確な政治資金監査の実施に努めていただきますようお願い申し上げます。

この内容を含め、政治資金監査に関するご質問等がございましたら、下記の連絡先まで遠慮なくお問い合わせください。

また、平成27年度フォローアップ研修の日程等は、平成27年3月末までに当委員会ホームページに掲載いたしますので、是非ご参加ください。

総務省政治資金適正化委員会事務局  
電話 03-5253-5598（直通）  
FAX 03-5253-5584





(参考) 平成26年分の収支報告書(定期分)に係る政治資金監査を対象とした取組

## 1. 個別の指導・助言の対象とした事例

収支報告書(支出に係る分に限る。以下同じ。)について、都道府県選挙管理委員会の最初の受付時に当該収支報告書上で金額の不整合(計算誤り、表間不突合等)があった。

## 2. 個別の指導・助言の対象とはしていないが、都道府県選挙管理委員会及び総務省から報告のあった事例

### (1) 政治資金監査報告書に関するもの

- ・ 登録番号が誤っていた。
- ・ 「1 監査の概要」(1)で監査対象期間が「平成27年」となっていた。
- ・ 根拠条文が誤っていた。
- ・ 主たる事務所以外で監査が行われているが、その理由や住所の記載がなかった。
- ・ 政治資金監査報告書上で矛盾した記載があった(支出がないのに領収書等が保存等されていた旨の記載等)。
- ・ 領収書等亡失等一覧表を領収書等を徴し難かった支出の明細書(以下「徴難明細書」という。)と誤って記載していた。
- ・ 政治資金監査報告書で政治団体名が誤っていた。

### (2) 収支報告書に関するもの

- ・ 収支報告書と領収書等の写しが整合的でなかった。【※】
- ・ 収支報告書と徴難明細書が整合的でなかった。【※】
- ・ 収支報告書と振込明細書に係る支出目的書が整合的でなかった。
- ・ 収支報告書に領収書等の写しのない支出を記載していたが、後に当該支出を削除した。【※】
- ・ 対象年以外の領収書等の写しが添付されていた(当該年分の領収書等に差し替え、金額も補正)。【※】
- ・ 収支報告書や徴難明細書上で氏名や住所の記載不備があった。
- ・ 収支報告書上で計の記載方法が誤っていた。
- ・ 領収書等の写しがあるのに徴難明細書に記載されていた。
- ・ 領収書等の亡失を徴難事情としていた。
- ・ 領収書等の写し(振込明細書)に不備があった。
- ・ 収支報告書上に5万円以上の支出のみ明細が記載されていた。

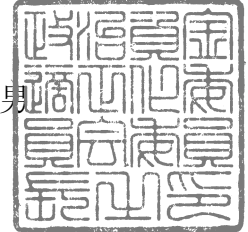
注) 上記2(2)で【※】を付した事例のうち金額に係る不整合があった場合は、平成27年分の収支報告書(定期分)に係る政治資金監査を対象とした取組において原則として個別の指導・助言の対象とすることとした「収支報告書の金額と領収書等の写しの金額との不整合」に当たります。

※ 別添「平成27年度第5回政治資金適正化委員会資料」は省略

政 適 委 第 4 8 号  
平成 2 9 年 2 月 1 6 日

登録政治資金監査人 各位

政治資金適正化委員会  
委員長 伊藤 鉄 男



政治資金監査の質の向上に係る取組について

政治資金監査制度の運用に当たりましては、平素からご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、当委員会では、「政治資金監査の質の向上に係る取組について」（平成 2 7 年 1 2 月 2 2 日付け政適委第 3 6 6 号）でお知らせしたとおり、平成 2 7 年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査について、登録政治資金監査人の皆様を対象とした個別の指導・助言の取組を実施しております。この指導・助言は、政治資金監査の更なる質の向上を図るための注意喚起として行うものです。

去る平成 2 8 年 1 2 月 2 2 日に開催された平成 2 8 年度第 4 回政治資金適正化委員会において、個別の指導・助言の対象を決定し、個別の指導・助言の対象とした事例等について、「政治資金監査の質の向上に係る取組について」（平成 2 8 年 1 2 月 2 2 日付け政適委第 4 0 2 号）でお知らせしたところですが、平成 2 9 年 2 月 1 6 日に開催された平成 2 8 年度第 5 回政治資金適正化委員会において、個別の指導・助言の対象を追加で決定したところ（別添「平成 2 8 年度第 5 回政治資金適正化委員会資料」を参照）。

今般、該当する登録政治資金監査人の方々に対し文書により個別の指導・助言を行ったところですが、政治資金監査の更なる質の向上を図るため、登録時研修を修了したすべての登録政治資金監査人の皆様に対して、追加で個別の指導・助言の対象とした事例も含め、今回の取組において個別の指導・助言の対象とした事例について、下記のとおりお知らせします。

また、今回の取組において上記以外に都道府県選挙管理委員会（以下「都道府県選管」という。）及び総務省から報告を受けた事例についても、下記に併せてお知らせします。

なお、当委員会のホームページにおいて政治資金監査の質の向上に関する特設ページを開設し、これらの事例等を掲載しております。

政治資金監査は、法令及び政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）に基づき適確に行う必要があります。下記のような事例が生じないよう、この機会に改めて、政治資金監査に関する研修テキスト（平成 2 8 年 3 月改定版）、これに掲載しております政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストをご覧ください、引き続き適確な政治資金監査の実施に努めていただきますようお願い申し上げます。

記

1 個別の指導・助言の対象とした事例（下線部が追加された事例）

- ・ 収支報告書（支出に係る分に限る。以下同じ。）について、都道府県選管

の最初の受付時に当該収支報告書上で金額の不整合（計算誤り、表間不突合等）があった。

- ・ 収支報告書について、都道府県選管の最初の受付時に当該収支報告書の金額と領収書等の写し（領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書の写しを含む。以下同じ。）の金額とで不整合があった。

※ 上記事例には以下の事例を含む。

- ・ 支出に重複計上があったため、後に重複分を削除した。
  - ・ 収支報告書に計上されていない支出に係る徴難明細書が添付されており、後に当該支出を追加した。
  - ・ 対象年以外の年月日の領収書等の写しを添付していたが、後に当該支出を削除した。
  - ・ 収支報告書に領収書等の写しのない支出を記載していたが、後に当該支出を削除した。
  - ・ 目的等が不一致の領収書等に係る支出を記載していたが、後に当該支出を削除した。
  - ・ 収支報告書に計上されている支出について、領収書等の写しだけでなく徴難明細書にも記載されており、後に徴難明細書から当該支出を削除した。
  - ・ 収支報告書に計上されている支出について、領収書等の写しもなく徴難明細書にも記載されていなかったが、後に徴難明細書に当該支出を追加した。
- ・ 収支報告書について、都道府県選管の最初の受付時に当該収支報告書の年月日と領収書等の写しの年月日とで不整合があった（領収書等の年月日のうち「年」の記載が誤っていた）。
  - ・ その他、収支報告書に計上されている支出について、領収書等との確認を行っていなかった。
  - ・ 同一の登録政治資金監査人について、2か年分連続で同一又は異なる事例の報告があった。
  - ・ 同一の登録政治資金監査人について、複数事例の報告があった。

2 1以外に、今回の取組において都道府県選管及び総務省から報告のあった事例（下線部が追加された事例）

（1）政治資金監査報告書に関するもの

- ・ 登録番号が誤っていた。
- ・ 「1 監査の概要」（1）で監査対象期間が「平成26年」等となっていた。
- ・ 政治資金監査報告書上で書類名が誤っていた。
- ・ 主たる事務所以外で監査が行われているが、住所の記載がなかった。
- ・ 政治資金監査報告書上で矛盾した記載があった（支出がないのに領収書等が保存等されていた旨の記載）。
- ・ 政治資金監査報告書で政治団体名が誤っていた。

(2) 収支報告書に関するもの

- 収支報告書と領収書等の写しが整合的でなかった（収支報告書の年月日の記載が誤っていた）。
- 収支報告書と領収書等の写しが整合的でなかった（収支報告書の支出の目的の記載が誤っていた、漏れていた）。
- 収支報告書と徴難明細書が整合的でなかった（徴難明細書の支出の目的の記載が誤っていた）。
- 収支報告書と振込明細書に係る支出目的書が整合的でなかった（振込明細書に係る支出目的書の支出の目的の記載が誤っていた）。
- 突合を行った書面として、当初は支出の目的の記載のない払込金受領証（コンビニ支払い）の写しが添付されていたが、後に徴難明細書に当該支出を追加した。
- 収支報告書上で支出の目的の記載不備があった（支出の目的の記載が誤っていた）。
- 収支報告書上で年月日の記載不備があった（様式間で整合的でなかった）。
- 収支報告書上で氏名、住所の記載不備があった（氏名、住所の記載が誤っていた等）。
- 収支報告書上で計の記載方法が誤っていた。
- 徴難明細書の記載が不適正だった（領収書等の徴収漏れ・紛失を徴難事情としていた）。

政治資金適正化委員会事務局

TEL: 03-5253-5598

FAX: 03-5253-5584

Email: tekiseikai-jimukyoku@soumu.go.jp

※ 別添「平成28年度第5回政治資金適正化委員会資料」は省略